

# 全国照会結果（概要）

（主なご意見と対応）

令和2年9月4日  
自治体システム等標準化検討会

# 全国照会の結果概要

## 1. 概要

住民記録システム標準仕様書の作成に向けて、自治体システム等標準化検討会においてとりまとめられた標準仕様書案、及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省においてとりまとめた「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準案」に対して、全国の市区町村及び各事業者に意見を求めた。

## 2. 照会期間 令和2年6月10日～6月30日


## 3. 意見提出をした市区町村数・事業者数

- ・指定都市 13団体
- ・市 69団体
- ・区 7団体
- ・町村 11団体
- ・事業者 8団体

## 4. 意見数

(1) 市区町村（事業者の意見数を含む）	758件
・標準仕様書案に対する意見	529件
・非機能要件の標準案に対する意見	64件
・その他の意見	165件
(2) 検討会準構成員・オブザーバ	41件
・標準仕様書案に対する意見	30件
・非機能要件の標準案に対する意見	0件
・その他の意見	11件

### 【ご意見に対する対応方針】



標準仕様書及び標準非機能要件は、各自治体の負担の軽減を図ること等を目的として、全国の自治体がカスタマイズなしで支障なく業務が行える「標準」を定めようとするものであり、全国の地方公共団体において効率的な事務処理に資する機能か、過剰な機能ではないか、といった観点等からご意見への対応を整理した。

# 主なご意見と対応【全般的事項】（その1）

## 1. 新たな機能の追加

[第1章4（2）標準準拠の基準]

○ 定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能を全て【実装しない機能】と見なすことは住民記録システムの自主的な発展・工夫が行えなくなることにつながるものと危惧する。最終的には標準仕様に収れんされることを前提に、一定期間は分類されていない機能を許容する仕組みが必要だと考える。

⇒ 標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とすることとし、この旨本仕様書に加筆する。

## 2. 実装すべき機能の必須性

[第1章4（2）標準準拠の基準]

○ 標準仕様書に準拠したシステムを開発するにあたり、【実装すべき機能】においては、実装は必須であるが、その使用が必須かどうかについては明確な記載がされていない。開発ベンダーによっては、実装した上で自治体が利用を選択できる機能とする可能性もあり、この点でベンダごとに優位性が発生しかねないため、【実装すべき機能】＝「使用必須」であればその旨を明記していただきたい。あるいは、ベンダ毎の判断が可能であるならその旨を明記していただきたい。

⇒ ご意見を踏まえ、第1章4（2）の最後に、「なお、実装すべき機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。」と加筆する。

# 主なご意見と対応【全般的事項】（その2）

## 3. 本仕様書の改定

[第1章4（4）本仕様書の改定]

○ 制度改正時において、関係省庁に対し仕様に関する迅速な情報提供を求めるため、「とりわけ、制度改正時には、関係省庁に対し迅速な情報提供を求め、早急に本仕様書の改定を行う。」旨を加えて欲しい。

⇒ ご意見の趣旨を踏まえ、「とりわけ、制度改正により本仕様書を改定する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。」と加筆する。

## 4. 財政措置

[その他]

○ 住民記録システム標準化に係る改修費用については、全額国費負担で予算措置をしていただくよう要望する。

⇒ 財政措置については、今後の検討課題である。

# 主なご意見と対応【機能要件】（その1）

## 1. 支援措置に関する記載の充実

[1.1.16支援対象者管理]

○ 原案においては、支援措置制度として、現住所地と1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずることとしていたが、実務としては、2つ以上前の住所地区市町村の住所地においても支援を講じているケースが多々あり、他区市町村からの通知等においても同様に2つ以上前の住所地区市町村の住所地において支援を講じている。

⇒ 支援措置については、住民基本台帳事務処理要領上、支援措置を講ずる市区町村を現住所地市区町村及び前住所地市区町村に限定していないが、上記の意見を踏まえ、申出に応じて前住所地以前の市区町村においても支援措置を講ずることができるよう見直しを行った。

[1.1.16支援対象者管理・3.4支援措置]

○ 支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために支援措置が必要となる場合がある。

⇒ 仮支援措置機能については、照会時に送付した仕様書案にも実装することとしていたが、意見を踏まえ、【実装すべき機能】における記載を明確化した。

# 主なご意見と対応【機能要件】（その2）

## 2. 管理項目に「通称履歴」を追加

[1.1.2外国人住民]

○ 転出証明書には、「通称の記載及び削除に関する事項」を添付することとしていることから、通称の履歴について管理項目とする必要がある。

※ 原案においては、1.2.2の異動事由に「通称の記載」及び「通称の削除」があり、異動履歴として管理することを想定。

⇒ 住民基本台帳法施行令第30条の17第1項及び同条第2項において、外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項を記載しなければならないと規定されていることから、管理項目に通称の記載及び削除に関する事項を追加

## 3. 地区管理機能の追加

[1.3.5地区管理]

○ 原案においては、市区町村内の地区（自治会、町内会、学校区、投票区等）の設定については住民記録システム外の業務に関する機能として標準仕様書に盛り込まれていないが、地区単位での統計や他業務連携などの観点から必要な機能である。

⇒ 自治会、町内会の区域等の市区町村内の任意の地区について登録管理できるための機能の追加を行った。

## 4. 未入力項目の検索

[2.1.3基本検索]

○ 氏名、氏名のふりがな、性別、個人番号等、空欄が許容されている項目に関し、「空欄になっているものを検索できる」ための機能が必要である。

⇒ 検索方法として、データ未入力項目についても検索できる機能の追加を行った。

## 5. 国民健康保険の記号・番号

[7. 2. 2他業務連携]

- 住民異動届に国保番号を記載する必要があるため、国民健康保険の記号・番号を追加して欲しい。（異動に伴う番号変更の場合に国保の届出を兼ねる）
- ⇒ 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必須な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。

## 6. 他システムとの情報の連携

[7. 2. 2他業務連携]

- 「最新情報が照会できること。」とされている各項目は住民記録システムのDBに記録されるという理解で良いか。他システムの最新情報の連携方式について、具体的にお示しいただきたい。
- ⇒ ご指摘を踏まえ、他業務照会により住民記録システムにおいて管理すべき項目を「1. 1. 1日本人住民データの管理」及び「1. 1. 2外国人住民データの管理」に規定することとし、「7. 2. 2他業務照会」において「最新の登録情報が照会でき、管理できること」に修文する。

# 主なご意見と対応【非機能要件】（その1）

## 1. 業務停止を伴う障害発生の際、復旧までに要する目標時間

[A. 1. 3. 2 可用性 継続性 RT0（目標復旧時間）（業務停止時）]

○ 「レベル2（12時間以内、窓口対応等、システム停止が及ぼす影響が大きい機能の復旧を優先しなるべく早く復旧する」とされているが、12時間の停止は影響が非常に大きい。

⇒ 各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能。

ご意見についてはその中で対応可能であるため、標準非機能要件の選択レベルは2のままとするが、[+]の条件を明確化するため、「[+]コストと地理的条件等の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいことが明らかである場合」と修文する。

## 2. 大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標

[A. 1. 4. 1 可用性 継続性 システム再開目標（大規模災害時）]

○ 「レベル2（一ヶ月以内に再開、電源及びネットワークが利用できることを前提に、遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定。」とされているが、1日も早い復旧が必要。

⇒ 大規模災害の場合、各業務システムについて一律に一週間以内に再開することは困難であるため、標準非機能要件のレベルは2のままとする。ただし、ご意見を踏まえ、「選択時の条件」について、次のとおり修正する。

電源及びネットワークが利用できることを前提に、遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定。機能は、業務が再開できる最低限の機能に限定する。また、復旧までの間、バックアップデータから必要なデータをCSV等で自治体が利用できる形式で提供（※）する。

※住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体が利用できる形式で提供すること。



## 主なご意見と対応【非機能要件】（その2）

### 3. 休日等に業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間

[C.1.1.2 運用・保守性 通常運用 運用時間（休日等）]

- 「レベル0（原則利用しない）」とされているが、休日の窓口開庁を行っている自治体も多くある。
- ⇒ 休日開庁を行っている自治体が定時（開庁時間）外も利用することがあり得ることから、ご意見を踏まえ、レベルを一段階上げ、「レベル1（定時内での利用（1日8時間程度利用）」）を、標準非機能要件のレベルとする。

さらに、[+]の条件（定時外も頻繁に利用される場合）に合致する場合には、12時間程度利用可能になるよう修正する。

### 4. 情報システム全体、ハードウェア・ソフトウェアに対する監視に関する項目

[C.1.3.1 運用・保守性 通常運用 監視情報]

- 「レベル3（エラー監視（トレース情報を含む）を行う）」とされているが、システムの処理速度等パフォーマンスが落ちていないかを定期的に確認する必要がある。
- ⇒ ご意見を踏まえ、レベルを一段階上げ、「レベル4（リソース監視を行う）」を、標準非機能要件のレベルとする。

さらに、[+]の条件（通常よりも処理が集中されることが予想できパフォーマンス監視が必要な場合）に合致する場合には、パフォーマンス監視を行うよう修正する。

### 5. 定期報告会において報告する内容の詳しさを定める項目

[C.5.9.2 運用・保守性 サポート体制 報告内容のレベル]

- 「レベル1（障害報告のみ）」とされているが、運用業務委託をしているのが一般的で、運用状況報告も行うのが妥当と考える。
- ⇒ ご意見を踏まえ、レベルを二段階上げ、「レベル3（障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う）」を、標準非機能要件のレベルとする。

ただし、毎回改善提案することは現実的ではないため、選択条件に「障害発生時など改善提案が必要な場合を想定」を追加する。

# 主なご意見と対応【その他】

## 1. システム間のデータ連携

[30.1データ構造]

○ 住民記録と連携している各個別システムにおいても影響が及ぶと考えられます。今後、他業務（税や福祉、介護等）において業務プロセスやシステムの標準化を目指すのであればシステム間のデータ連携についても考慮いただきたい。

⇒ 他のシステムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様の取組と連携して検討していく。